

## 各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っっていることはありませんか？  
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからもご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

5月8日～6月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	5月27日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター	
人権相談	6月2日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	5月13日(水)・18日(月)・27日(水)、6月3日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談(予約制)	5月12日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当 (☎594-5535)
	5月22日(金) 10:00～15:00 (身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	5月16日(土)、6月2日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	5月15日(金) 13:30～15:30	市役所(市民公益活動支援コーナー)	
	6月6日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	5月16日(土)、6月6日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	5月18日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

## 暮らしの110番

## 北本市消費生活相談あれこれ⑧

### ■プロバイダ(インターネット接続事業者)の変更を勧められたけど、「本当に料金が安くなるの？」

契約している大手電話会社の関連事業者から携帯電話に電話があり、インターネットの月額料金が安くなると説明されて、プロバイダを変更しないかと勧められた。契約内容の変更だと思い、プロバイダの変更を承諾した。すぐに別会社の担当者から「契約ありがとうございます」との電話がかかってきて、説明を受けたが詳しい内容まで理解できなかった。不安になり、担当者にキャンセルの連絡をしたところ、「すでに解約料が発生する、必要な機器も発送済みであり、その返送費用も負担するように」と言われた。「まだ遠隔操作に必要な情報を伝えていないのに解約できないのだろうか」との相談がAさんから寄せられました。センターから事業者に契約状況の確認をお願いしたところ、遠隔操作前だったので解約処理されているとの回答がありました。Aさんには念のために解約通知を送付しておくように伝えました。

通常プロバイダなどの電気通信サービスは、特定商取引法の適用がないためにクーリングオフ制度を利用することができません。契約期間が定められている場合は、

解約料が発生することがあります。

事業者にも勧められるがまま安易に契約せず、契約内容が分かる書面の交付を求めて、契約内容を十分に理解してから契約するようにしましょう。書面の交付を拒否する事業者とは契約しないようにしましょう。月額の利用料の他に請求されるものはないか確認しておきましょう。電話では説明されなかった月額使用料を安くするために必要なオプション利用料、その他手数料などを請求されたケースもあり、以前より高額な請求が届いたケースもありました。必要がなければ、きっぱりと断ることが大切です。

お困りのときは北本市消費生活センターに相談してください。

### 相談窓口

○北本市消費生活センター(市民課市民相談担当 ☎594-5529)  
※電話でのご相談も受け付けます)

毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00

○埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)

毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00

○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)

毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

# セーフコミュニティきたもと Vol.34

## セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故などは偶然に起こるのではなく、予防することができる」という理念のもと、行政、地域、警察、家庭、学校などのすべての関係者が分野横断的に連携・協働して、安心安全に暮らすことができるまちづくりを進めていくことです。

☎協働推進課協働推進・セーフコミュニティ担当(☎594-5517)



### 埼玉県初となるセーフスクールが誕生しました！

埼玉県で初となるセーフスクールが、本市で誕生しました。セーフスクールのモデル校である、中丸小学校と宮内中学校の2校が、4月10日に開催されたセーフスクール認証式典において合意書を取り交わし、世界各地にあるセーフスクールの国際ネットワークの仲間入りを果たしました。なお、宮内中学校は市区町村立の中学校としては、全国で初となる快挙です。

セーフスクールは、学校における安心・安全の取組みで、セーフコミュニティの学校版とも言える取組みです。本市では、中丸小学校と宮内中学校の2校が平成25年8月にセーフスクールの取組宣言を行い、活動をスタートさせました。

### ～「データ」と「協働」を取り入れた

#### 2校の独自の活動に注目！～

この活動を進めるために、中丸小学校は、活動を推進するための旗印となるキャラクターを児童から募集したところ、警察とリスをアレンジした「ポ・リス」君の提案があり、さまざまな場面で活用されています。また、宮内中学校は、学校内の安心・安全だけではなく、学校外で起こる交通事故や地震等の自然災害などにも対応するため、セーフコミュニティとの連携も進めてきました。交通事故を予防するためのスケアードストレイト方式による実践型の交通安全教室や、自然災害時に支援の担い手となるための防災訓練など、生徒全員が取り組みました。



中丸小での現地審査

### ～セーフスクール認証の現地審査で高評価！～

3月6日の現地審査では、韓国から招へいたセーフスクールの審査員であるパク・ナムス先生に対して、これまでの活動をプレゼンテーション方式で報告し、審査員から活動へのアドバイスと講評をいただきました。審査員からは、各学校の質の高い安心・安全の取組状況に対して、高い評価をいただきました。また、セーフコミュニティと連携したさまざまな取組みについても、素晴らしいとの評価をいただくことができました。

### ～認証式典を盛大に開催～

両校の体育館で開催された認証式典には、現地審査を担当したパク・ナムス先生をはじめ、これまで両校の支援をしていただいた日本セーフコミュニティ推進機構の白石代表理事も出席されました。また、セーフスクールを推進している他自治体の学校関係者も多数参加した盛大な式典となりました。式典冒頭に行った署名式には、両校の校長のほか、北本市長、教育長、PTA会長、児童・生徒代表等が参加し、合意書に署名をしました。この合意書をもって両校とも正式にセーフスクールの認証を取得しました。また、認証を記念し、セーフスクールのロゴがあしらわれた楯と旗が授与され、式典の最後には、それぞれの学校で児童・生徒がセーフスクールの活動状況の発表を行い、式典を締めくくりました。

今後も児童・生徒が自分自身と周囲の安全を守る力を身につけられるよう、セーフスクールの取組みを進め、3年後の再認証取得をめざします。



宮内中での認証式典